

まちづくりについて市長と話そう

地区懇談会を開催

市長が直接市民の皆さんと話し合い地域の課題や新しいまちづくりについて、意見や提案をもらう地区懇談会を開催します。今回は地域の公共交通の再編や、将来の小中学校のあり方についての説明を行います。

【開催日程・場所】

時間／午後7時～9時 ※受け付けは午後6時30分から。

期 日	場 所
10月15日(月)	総合体育館サブアリーナ
10月16日(火)	中央小体育館
10月23日(火)	飯岡保健センター多目的ホール
10月24日(水)	海上公民館ホール
10月25日(木)	干潟公民館3階大会議室

※23日は手話通訳を配置します。



問い合わせ先

企画政策課企画調整班(☎62-5307)

あなたのアイデアで市の魅力を発信

旭市特産品開発事業を応援します

市の新たな魅力を発信するため、特産品の開発に補助金を交付します。あなたのアイデアを形にしてみませんか。対象／市内在住の人か、市内に事業所などを持つ法人や団体

対象事業／土産品や地域の食材を使用した食品などを新たに開発する事業や、既存の品に改良を加え販売する事業で、年度内に完了するもの

対象経費／開発費、品質検査、栄養成分分析、商標登録経費、パッケージ・ラベル制作費、販売促進費など

補助額／対象経費の2分の1以内で上限額は50万円

申込期限／11月1日(木)

申し込み方法／商工観光課にある申請書に必要事項を記入して申し込んでください。

選考方法／プレゼンテーションなどによる審査

※くわしくは市ホームページで見ることができます。



問い合わせ先

商工観光課商工労政班(☎62-5874)

都市計画ってなんだろう? 第4回

安心して暮らせるまち並み

今回は建物が用途ごとにまとまる地域を決めることで、まち並みを整える話をしました。今回は個々の建物が建築のルールを守ることで、どのようなまち並みになるのかを考えてみましょう。

主な二つの建築ルール

- 敷地についてのルール：建物を建てる敷地は、建築基準法で定める幅4m以上の道路に接している必要があります。道路の幅が十分にあることで、消防車や救急車などが円滑に現場まで入れるようになります。
- 建物の大きさについてのルール：都市計画区域では、区域ごとに建てられる建物の大きさ(建ぺい率・容積率)が決められています。建物の大きさを守ることで、隣の建物との間に空間が確保され、日当たりや風通しなどが良くなります。



安心して暮らせるまち並みに

建築のルールを守ることで、火災の延焼を防いだり避難経路を確保したりすることができます。住環境やプライバシーも守られ、防災や防犯の安全性が向上し、安心して暮らせるまち並みがつくられます。

国土都市整備課都市計画班(☎62-5355)